

太子町開発事業技術指導基準

令和 6 年 7 月

太子町

第1章 総 則

1 目的

この基準は「太子町開発事業指導要綱（令和6年3月告示第49号）」の規定に基づき、開発事業に伴う公共施設等の整備に関し必要な基準を定め、開発事業の計画指針とすることを目的とする。

第2章 道路に関する事項

1 基本的事項

- (1) 道路は、開発区域周辺の環境の保全、災害の防止、通行の安全に支障を来すことのないよう、道路機能に合った道路区分及び幅員構成により計画すること。原則として、将来延長可能になるよう適切に配置すること。
- (2) 道路は、災害時の避難活動及び消防活動上支障がない幅員を確保すること。
- (3) 道路計画においては、太子町開発事業技術指導基準（以下、「技術指導基準」という。）に定めるほか、兵庫県開発許可基準及び道路構造令（昭和45年政令第302号）の基準に準ずること。

2 街区の規模

戸建住宅の開発事業における街区計画においては、原則として街区の形状を矩形として、その長辺は120m、短辺は30mを標準とし、その他においては、予定建築物の用途等を勘案し定めること。

3 開発区域外道路との接続及び幅員

- (1) 開発区域内に新たな道路を設置する場合は、開発区域外の有効幅員9m（戸建住宅の建築を目的とした開発行為については、有効幅員6.5m）以上の国、地方公共団体が管理する公道（以下「開発区域外道路」という）に接続していること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げるすべてに該当する場合は、道路管理者及び許可権者と協議の上、車両の通行に支障がない道路（有効幅員4m以上）に接続させることができる。
 - ア 開発区域の周辺状況により規定の幅員の確保が極めて困難と認められるとき。
 - イ 当該道路の交通量が極めて少ないと認められるとき。
 - ウ 当該道路が車両の離合等に支障のない幅員及び構造を有するとき。

4 開発区域内の道路及び幅員

- (1) 開発区域内において、新たに道路を設置する場合は、都市計画道路及び開発区域

外の道路の機能を阻害してはならない。

- (2) 開発区域外道路のうち、開発区域が接する部分は、有効幅員 6m以上（道路管理者等により道路計画が定められている場合はその幅員）とする。
- (3) 開発区域内道路の有効幅員は、6m以上とする。なお、開発区域内道路の有効幅員が 9m以上となる場合は、道路管理者と協議の上、歩車道を分離すること。
- (4) 開発区域内道路が袋路状道路の場合は、技術指導基準に基づく転回広場を設置すること。

5 道路構造基準

(1) 袋路状道路

袋路状道路（その一端のみが都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 25 条に規定する道路（原則幅員 4m以上）に接続したもの。）は、原則禁止する。ただし、次の全ての要件を満たし、道路管理者が車両の通行及び消防活動において支障がないと認める場合は、この限りではない。

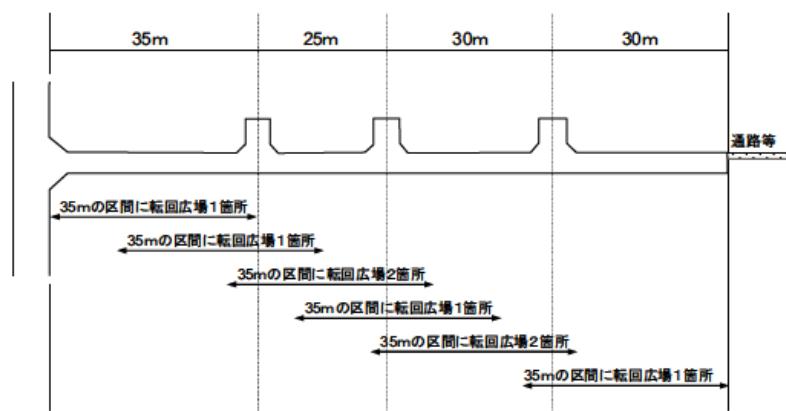
ア 他の道路との接続が将来においても必要ないこと。

イ 道路総延長は、原則として 120m以下（既存袋地状道路に接続する場合は、既存部分も含む。）であること。ただし、周辺の状況等から道路延長がやむを得ない場合において、技術指導基準に基づき転回場が設置され、許可権者及び道路管理者が車両の通行上支障がないと認めたときは、この限りでない。

ウ 道路延長が 35mを超える場合は、原則として道路内に設定する任意の 35m の区間いずれにおいても 1 以上の転回広場が含まれること。

エ 道路延長が 35mを超える場合は、道路終端は原則として公園等に接するか、又は幅員 2m以上の避難通路によって公園等若しくは他の道路に接続していること。なお、公園等とは、袋地状道路の面する戸数等を勘案し、避難上有効な公園、広場その他の空地であって、かつ当該空地が他の道路に接続しているものという。

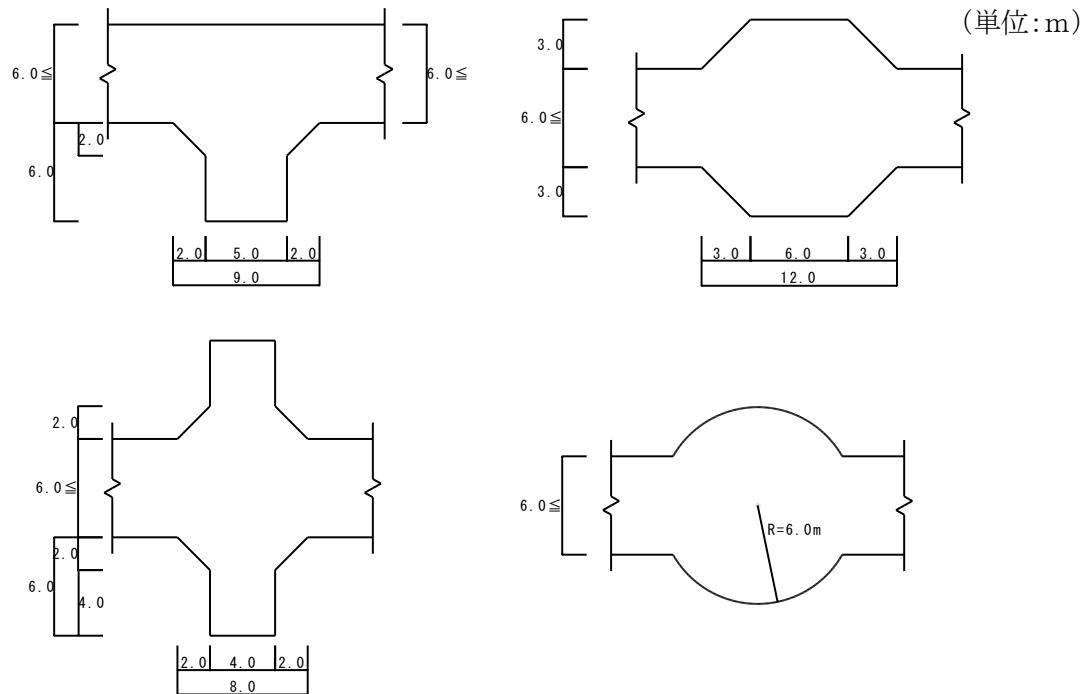
※ウの基準に適合する例



(2) 転回広場の設置基準は、次に掲げる図による。

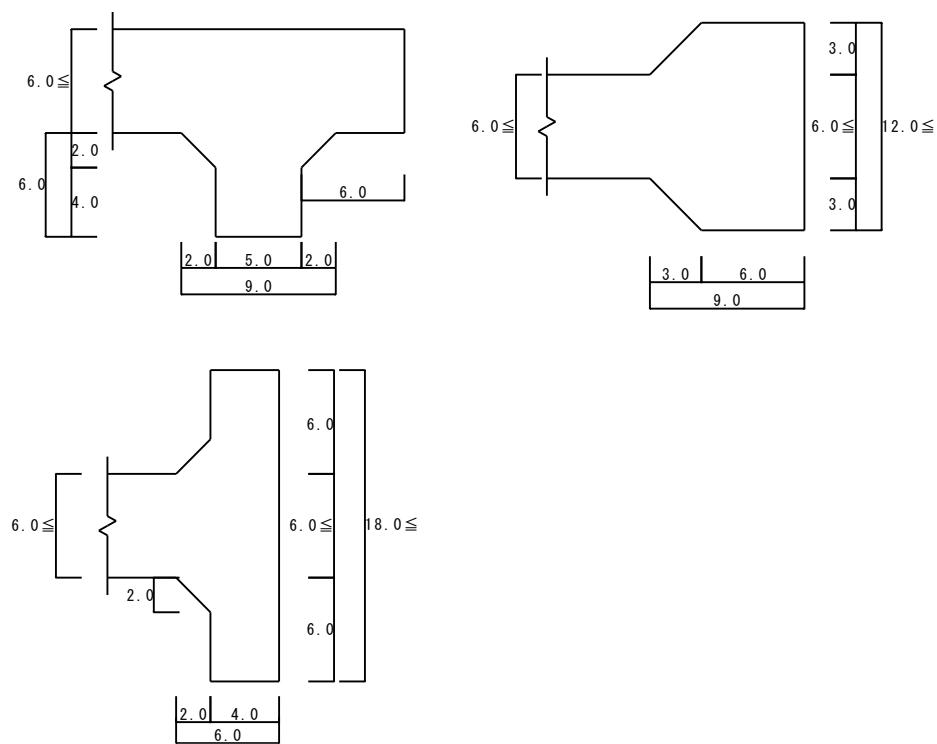
ア 道路の中間に設けるとき（数値は有効幅員とする。）

ただし、道路管理者と協議の上、有効幅員を決定した場合はその幅員とする。



イ 道路の終端に設けるとき（数値は有効幅員とする。）

ただし、道路管理者と協議の上、有効幅員を決定した場合はその幅員とする。



6 階段通路

道路は階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全に支障がないと認められるもので、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- (1) 階段の蹴り上げ寸法は 15 cm 以下、踏面の寸法は 30 cm 以上とすること。
- (2) 垂直高 3m を超える場合は、3m 以内毎に踏面 2m 以上の踊り場を設けるもの。
コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。
- (3) その他通行の安全に必要な施設を設けたもの。

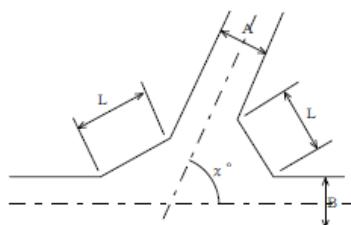
7 隅切り長

道路が同一平面で交差し若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は、隅角部を切り取るものとする。ただし、歩道を有する道路の歩道を切り取ることにより車両の通行及び歩行者の安全に支障がないと認められるときは、この限りではない。

なお交差角については 60 度～120 度以内で 90 度前後とし、隅切り長さは【別表 1】に示す数値を標準とする。

【別表 1】

		街角せん除長標準値									
			A	20m	15m	12m	10m	8m	6m	5m	4m
$\chi = 90^\circ$ 前後	$L = L_1$	B									
		20m	10 L1	8	6	5	5	5	5		
			12 L2	10	8	6	6	6	6		
$\chi \leq 60^\circ$	$L = L_2$	8 L3	6	5	4	4	4	4			
		15m	8	8	6	5	5	5	5		
			10	10	8	6	6	6	6		
$\chi \geq 120^\circ$	$L = L_3$	6	6	5	4	4	4	4			
		12m	6	6	6	5	5	5	5		
			8	8	8	6	6	6	6		
		5	5	5	4	4	4	4			
		10m	5	5	5	5	5	5	4	3	
			6	6	6	6	6	6	5	4	
		4	4	4	4	4	4	4	3	2	
		8m	5	5	5	5	5	5	4	3	
			6	6	6	6	6	6	5	4	
		4	4	4	4	4	4	4	3	2	
		6m	5	5	5	5	5	5	4	3	
			6	6	6	6	6	6	5	4	
		4	4	4	4	4	4	4	3	2	
		5m				4	4	4	4	3	
					5	5	5	5	4	3	
		3			3	3	3	3	3	3	
		4m			4	4	4	4	4	4	
					2	2	2	2	2	2	



8 道路舗装

- (1) 道路部分はアスファルト舗装とする。
- (2) 車道部分の舗装構成は次のとおりとする。なお路盤の検査（ブルーフローリング試験）を町職員立会の上、行うものとする。耕作地（田畠）の開発にあっては、表土（道路築造箇所）を撤去すること。

舗装構成	厚	規 格
表層	5 c m	密粒度アスファルト (T O P 13mm・N50回・A S量 6.0%)
路盤	15 c m	粒調碎石 (0~30mm)
路床	50 c m以上	切込碎石又は再生切込碎石 (0~40mm)

- (3) 歩道部分は原則、透水性舗装とする。舗装構成については、町と協議し決定するものとする。

9 横断勾配

- (1) 道路の横断勾配は片勾配を付けない場合を除き、次表に定める横断勾配を付けること。
- (2) 歩道の横断勾配は、原則として道路の中心に向かって直線の下り勾配とすること。

道路区分	横 断 勾 配	形 状
車 道	1.5%~2.0%	放 物 線
歩 道	透水性舗装：1.0%以下 透水性舗装以外：1.5%~2.0%	直 線

10 縦断勾配

- (1) 道路の縦断勾配は、9.0%以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間（30m程度）に限り、12%以下とすることができます。
- (2) 道路の縦断勾配が6%を超える場合は、滑り止め舗装等の安全上必要な措置を講じなければならない。

11 道路排水施設

- (1) 道路には、雨水等を有効に排水するため、兵庫県土木部発行の小型構造物標準図集に掲載されている側溝、水路工と同等以上の構造を有する側溝、街渠を設けること。
- (2) 道路側溝の最小断面は、流量計算の結果にかかわらず 30 c m × 30 c m とすること。
- (3) 道路排水は、道路用地を経て流末処理すること。
- (4) 道路側溝には、宅内汚水を放流させないこと。
- (5) 道路側溝は全面蓋掛けとし、仕様及び配列は「別図1」のとおりとする。

- (6) 街渠枠の設置間隔は、集水域から算定し、適正に配置すること。
- (7) その他、兵庫県土木部発行の小型構造物標準図集の基準に準ずる。

12 占用物件設置の禁止

開発区域内道路には電柱等の占用物件を設置してはならない。ただし、地中、道路上空に設ける占用物件及び道路管理者がやむを得ないと判断したものは、この限りでない。

13 交通安全施設

- (1) 車両及び歩行者の路外への逸脱、転落等の危険を防止するため、道路管理者と協議の上、次の基準により防護柵を設置すること。
 - ア 道路と隣接地との段差が 70cm 以上ある場合又は危険と判断する箇所
 - イ 道路が河川、水路、池、鉄道等に近接している箇所
 - ウ その他道路管理者が危険と判断する箇所
- (2) 防護柵の形状は、道路管理者と協議の上、次のものから選定すること。
 - ア ガードレール イ ガードパイプ ウ ガードフェンス
- (3) 開発区域内及び区域外の道路には、車両等の誘導のため、道路管理者と協議の上、必要と認める場合は外側線を設けること。
- (4) 視線誘導標は、車両の安全かつ円滑な交通を確保するため必要な箇所に設置すること。
- (5) 道路照明施設は、道路照明灯設置基準（日本道路協会）により道路管理者が必要と認める場合、設置すること。
- (6) 道路反射鏡は、原則として区域内道路が公道に取り付く交差点及び見通しの悪い交差点に次の基準により設置すること。支柱には注意喚起及び設置年月シールを付すること。

型 式	直径 800mm
鏡 面	ステンレス製
支 柱	亜鉛メッキ鋼管 76.3φ × 3.2t (1面用) , 89.1φ × 3.2t (2面用) 地際の GL より +200mm までは防蝕テープを巻くこと。
交差形	L 形 - 1 面 T 形 - 2 面 十形 - 2 面
基 础	道路管理者と協議

14 その他

- (1) 工事完了後遅滞なく給水施設、排水施設、ガス施設等の占用手続きを行うこと。
- (2) 道路、その他町に帰属する土地とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折点及び町が指示する箇所に、町が指定する境界プレートを設置しなけ

ればならない。

第3章 公園に関する事項

1 基本事項

公園は次に掲げる事項を考慮し、環境の保全、災害の防止、通行の安全又は事業活動に支障がないような規模及び施設で、適切に配置すること。

- (1) 開発事業の目的
- (2) 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- (3) 予定建築物等の用途

2 設置基準

- (1) 公園の面積

開発区域の規模が 3,000 m²以上の開発行為にあっては、150 m²以上となる公園を開発区域内に設置すること。

開発区域の規模	公園の面積	公園の面積の配分
3,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	開発区域の規 模の 3%以上	1 箇所 150 m ² 以上
50,000 m ² 以上 200,000 m ² 未満		1 箇所 300 m ² 以上 1,000 m ² 以上の公園を 1 箇所以上設置
200,000 m ² 以上		1 箇所 300 m ² 以上 1,000 m ² 以上の公園を 2 箇所以上設置

- (2) 前号の規定にかかわらず開発区域の規模が 3,000 m²以上 5,000 m²未満の開発事業の場合において、開発区域周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して、許可権者及び公園管理者が特に必要ないと認めた場合は、この限りではない。

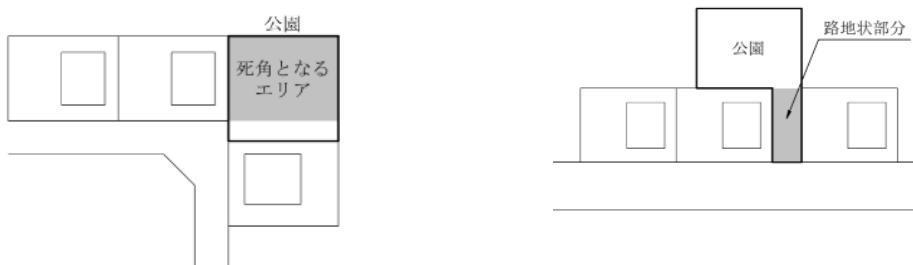
3 公園の配置

公園の配置にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 公園は地区住民が安全かつ有効に利用できる位置に設置すること。
- (2) 利用者の公園までの動線が、自動車交通の著しい道路、その他の地形地物等により分断されないこと。
- (3) 公園は自動車交通の著しい道路に面して設置しないこと。
- (4) 開発区域内に保存すべき健全な樹木又は樹木の集団が存する場合は、その存する土地を公園又は緑地として設置するよう努めること。

- (5) 公園の形状は可能な限り方形とし、建築物等の死角となるエリアを避け、また袋地状部分を作らないものとすること。

(参考図)



4 施設基準

公園施設の構造は、次の各号によること。

- (1) 出入口の配置は次のとおりとする。
- ア 公園の出入口の幅員は 3m以上とし、公園の規模が 1,000 m²以上の場合には、2箇所以上の出入口を配置すること。
 - イ 出入口には車止めを設け、取り外し可能な車止めとし、車の乗り入れが可能な形態とすること。なお、出入り口には奥行き 0.5m以上の土間コンクリート等を設けること。
- (2) 公園全周に高さ 1.2m程度の景観色（ダークブラウン色系）の縦柵メッシュフェンスを設置すること。
- (3) 広場は真砂土を厚さ 10 cm以上敷均し及び転圧すること。
- (4) 遊具を設置する場合、一般社団法人公園施設業協会の定める規格に準じたものを設置すること。各遊具の乗り降りする足元には、安全マットを敷設し、基礎コンクリートに接着して固定すること。鉄製遊具等の基礎部分は、防蝕テープを巻きコンクリート等で根巻きすること。
- (5) その他遊具等の設置内容については、公園管理者と協議すること。

5 排水施設

公園には雨水等を排出するための施設を設け、できる限りまとめて放流すること。

6 その他

公園管理者が決定する公園名称を記した銘板を門柱に設置すること。仕様については、公園管理者と協議すること。

第4章 駐車場に関する事項

1 設置基準

- (1) 事業者は自動車駐車場及び自転車置場（以下「駐車場等」という。）の設置計画について、あらかじめ町長と協議しなければならない。
- (2) 事業者は集合住宅の用に供する開発事業等については、駐車場等を開発区域内の用途地域及び建築計画戸数に応じて、次の表に定める割合以上を確保すること。

用途地域	確保すべき駐車場等の割合 (%)							
	建設計画戸数 20戸以下		建設計画戸数 21戸以上 50戸以下		建設計画戸数 51戸以上 100戸以下		建設計画戸数 101戸以上	
	自動車	自転車	自動車	自転車	自動車	自転車	自動車	自転車
第1種低層住居専用地域	70	100	80	200	90	200	100	200
第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	100	70	200	80	200	90	200
近隣商業地域	40	100	50	100	60	150	70	150
指定なし	60	100	70	200	80	200	90	200

- 1 確保すべき駐車場等の割合とは次の式による。
(自動車駐車場又は自転車の台数／計画戸数) ×100=%
- 2 開発区域が複数の用途にまたがる場合にあっては、敷地の過半に属する用途地域の制限を受ける。
- 3 駐車場等の1台あたりの面積は、自動車駐車場にあっては12.5m²以上とし、自転車置場にあっては1m²を標準とする。

第5章 集会施設に関する事項

1 基本計画

住宅計画戸数が50戸以上の場合は、次の基準により集会施設用地を確保し、集会施設を整備すること。但し、住宅計画戸数全てが地元自治会に所属し、地元自治会との協議により不要となる場合はこの限りではない。

計画戸数	確保すべき集会所用地面積
55～99戸	200 m ²
100～199戸	400 m ²
200戸以上	500 m ²

第6章 排水施設に関する事項

第1節 基本的事項

1 排水計画

開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を有効に排出できるように、その構造を定めること。

2 排除方法

雨水と汚水は原則として分流式によって排出し、かつ汚水は暗渠によって排出されること。

3 公共用排水施設

公共の用に供する排水施設は、道路その他の維持管理上支障のない場所に設置すること。

4 公共の用に供する排水施設のうち、暗渠である構造部分の内径又は内法幅は、雨水にあっては30cm以上、汚水にあっては町長と協議のうえ決定すること。

5 開発区域外の排水施設等との接続

- (1) 開発区域内の排水施設は放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道又は公共の水域等に接続すること。
- (2) 開発区域から排出される汚水を公共下水道に接続する場合は、町長と、他の排水施設に接続する場合は、当該施設の管理者と協議を整えること。
- (3) 前2項のうち、公共下水道の接続に係る町長との協議については、下水道法第16条に基づき下水道接続許可願により行うこと。

- (4) 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路へ公共下水道に接続する下水道管の設置を行う場合は、土地使用承諾書を提出すること。

第2節 雨水排水施設

1 計画雨水量

- (1) 計画雨水量の算出は、次の式によること。
 (2) 前項の規定にかかわらず公共下水道の処理区域における開発行為にあっては、当該区域の町長と開発許可権者とで協議の上、定められた値を用いることができる。

$$Q_1 = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q_1 : 計画雨水量 (m^3/sec)

C : 流出係数 宅地・裸地 1.0、草地・造成緑地 0.8、林地 0.7

I : 降雨強度 120 mm/hr

A : 集水面積 (ha)

2 計画通水量

排水路の計画通水量の算出は、次の式によること。

$$Q_3 = A \cdot V$$

Q_3 : 計画通水量 (m^3/sec)

A : 流水断面積 (m^2) ※Aは余裕高を見込み算定する。

V : 流速 (m/sec) 次のいずれかにより算出すること。

(クッター公式)

$$V = \frac{\frac{23}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(\frac{23}{I} + \frac{0.00155}{n} \right)} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

(マニング公式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

n : 粗度係数	ヒューム管	0.013
	コンクリート面(工場製品)	0.013
	コンクリート面(現場打ち)	0.015
	石積	0.025
	硬質塩化ビニール管	0.010

R : 径深 (m)

$$R = A/P$$

P : 流水の潤辺長 (m)、A : 流水の断面積 (m²)

・円形管渠(満管)

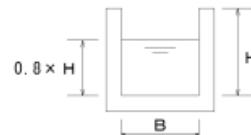
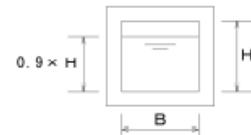
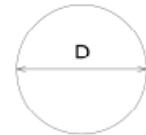
$$P = \pi D, A = (D/2)^2 \times \pi$$

・暗渠 (9割水深)

$$P = 2 \times (0.9 \times H) + B, A = (0.9 \times H) \times B$$

・開渠 (8割水深)

$$P = 2 \times (0.8 \times H) + B, A = (0.8 \times H) \times B$$



I : 排水路勾配 下流に行くに従って緩勾配とする

3 断面決定

排水路の断面の決定に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

(1) 計画流速は秒速 0.8m から秒速 3.0m までの範囲で、下流に行くに従い漸増させること。

(2) 開水路の計画通水量は、次式を満足させること。

$$Q_1 \text{ (計画雨水量)} \leq 0.8Q_2 \text{ (計画通水量)}$$

第3節 汚水排水施設

1 計画汚水量

計画汚水量は予定建築物等の用途、規模及び地下水の混入を考慮して定めること。

なお、管渠の計画に用いる計画汚水量の算出にあっては、次の式を標準とする。

$$Q_2 = \frac{p \cdot q}{24 \times 60 \times 60} \cdot A$$

Q₂ : 計画時間最大汚水量 (m³/sec)

p : 人口密度 (人/ha) 又は収容人口/排水面積 (人/ha)

q : 1人1日当たり時間最大汚水量 (m³/日)

A : 排水面積 (ha)

2 計画通水量

第2節「2 計画通水路」の規定を準用する。

3 断面決定

汚水管渠の断面決定に当っては、以下に掲げる事項を考慮すること。

- (1) 計画流速は秒速0.6mから秒速3.0mの間で、下流に行くに従い漸増させること。
- (2) 計画通水量は、計画汚水量に対し5割程度の余裕を持つこと。

第4節 排水施設の構造

1 公共下水道

排水施設における材料及び施工については、次に掲げる事項によること。

(1) 分岐方法、人孔の設置距離

既設汚水管渠から開発行為等に係る分岐を行う場合は、「別図2」の構造による割込マンホールを設置すること。ただし、人孔の設置が困難な場合は、協議により決定すること。人孔の設置に係る人孔間隔は70m以下とする。会合部、屈曲部等については人孔間隔に関わらず人孔を設けること。

(2) 本管の管材について

ア Φ200～Φ300mmまでの管については、下水道用硬質塩化ビニル管を使用すること。

イ 勾配が0.3%以下の場合は、下水道用硬質塩化ビニル卵形管を使用すること。

ウ 土被りが60cm以下の場合は、下水道用高剛性硬質塩化ビニル(卵形管)を使用すること。

エ ソケットの形状は、ゴム輪受口を原則とする。

(3) マンホールについて

ア 新設マンホールは組立タイプとし、会合部・屈曲部は1号人孔、その他の使用については現場条件により太子町上下水道事業所の指示によるものとする。

イ 既設人孔の削孔はコアボーリングによるものとする。

ウ 鉄蓋は太子町型を使用し、太子町グラウンドマンホール設置基準書により設置すること。

(4) マンホールとの接合について

ア マンホールとの接合については、耐震用可とう性マンホール継手を使用すること。

イ 既設マンホール及び割込人孔施工については、コンクリートを巻きたてること。その場合、管外径と人孔外面より厚みを20cmとすること。

(5) 管基礎について

本管が下水道用硬質塩化ビニル管（VU）の場合は管底及び管頂より 10 cm を砂で 360° 巻きたてること。下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（リブ管）の場合は管底及び管頂より 10 cm を砕石で巻きたてること。

(6) 公共ますについて

- ア 公共ますは汚水用を設置すること。
- イ 排水本管（汚水）には、公共ますのみを接続させること。
- ウ 公共ますは内径 20 cm、深さ 90 cm 以上とし、塩化ビニル製 ϕ 200 mm 3 方流入型ゴム輪タイプ台座付きを使用すること。
- エ 公共ますの蓋は密閉構造の蓋とし、駐車場等の車両荷重等がかかる場所にあっては、鉄製の保護蓋を設けること。

(7) 取付管について

- ア 本管径 ϕ 200 mm の場合は取付管径を ϕ 150 mm、本管径 ϕ 150 mm の場合は取付管径を ϕ 100 mm とすること。
- イ 管材は下水道用硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ウ 本管との取付けは耐震用可とう性支管を使用すること。
- エ 管基礎は管底及び管頂より 10 cm を、砂で 360° 巻きたてること。
- オ 近接して支管を設置する場合は、本管軸方向に中心間距離で 70 cm 以上離して設置すること。

2 ます等

排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

- (1) 公共の用に供する管渠の始まる箇所
- (2) 流路の方向、勾配又は断面が変化する箇所
- (3) 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において、管渠の維持管理上必要な箇所

第 7 章 給水施設に関する事項

1 給水施設の計画

給水施設の計画に当たっては、予定建築物等の用途・規模・計画人口等を十分考慮し、想定される需要に支障をきたすことのない措置を講ずること。

2 協議

給水施設の設計は、町長と事前に協議を整えること。

第8章 清掃施設に関する事項

1 基本計画

- (1) ごみ集積施設は、原則として計画戸数が10戸以上の場合においては1箇所以上とする。ただし、計画戸数が10戸未満の場合や周辺のごみ集積施設の設置状況により必要ないと町長が認めた場合であって、既設のごみ集積施設の管理者又は利用者とその使用に関する協議が整ったときはこの限りでない。
- (2) 住宅の用に供する開発事業のごみ集積施設及び用地は、地元自治会と所有、維持管理について協議し、地元自治会に帰属すること。ただし、地元自治会が認可地縁団体でない場合は、この限りでない。

2 設置面積

ごみ集積施設の設置面積は3m²以上とし、計画戸数に応じて町と協議するものとする。

3 配置計画

ごみ集積施設は、公道に面した位置に配置し、収集車が容易に近づけて、交通の障害や収集に支障をきたさない場所に設置すること。なお、ごみ収集車が容易に通り抜けできない場合は、安全に回転できるスペースを設置すること。

4 構造

ごみ収集施設の構造は、次の基準を満たすこと。

- (1) 道路側を除く三方を鉄筋コンクリート造高さ1.5mの壁とし、それ以上は高さ50cmのメッシュフェンス張り(天井とも)とし前面は有効開口90cm以上を確保したハンガードアとすること。
- (2) 床面は路面の高さでコンクリート仕上げとし、片勾配をつけ排水を容易にすること。
- (3) 前面には側溝を設け、側溝にグレーチングを設置すること。

第9章 防犯施設に関する事項

1 基本計画

開発区域内の防犯灯設置の要・不要及び設置箇所については、当該区域の自治会と協議すること。

2 防犯灯の規格

原則として蛍光灯 20W相当の LED 照明灯とする。

第 10 章 消防施設に関する事項

1 基本計画

開発区域における消防水利は、消防法（昭和 23 年法律 186 号）第 20 条第 1 項の規定により消防庁が定める消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）を満たすよう計画すること。

2 消防水利の配置

- (1) 消防水利は、開発区域内から一の消防水利に至る距離が次に掲げる数値以下となるように設けること。ただし、開発区域内が鉄道、主要道路又は河川等により分断されている場合は、当該分断された部分を一の開発区域とみなして消防水利を設けるものとする。

用途地域	一の消防水利に至る距離
近隣商業地域 工業地域	100m以下
その他の用途地域及び 用途地域の定められていない地域	120m以下

「一の消防水利に至る距離」とは、水利を中心とした円の半径を指し、円内に開発区域が全て含まれるよう配置するものとする。

- (2) 一の消防水利に至る距離に内包されるときであっても、擁壁・崖・建築物等によりホースを延長することが困難な地形、道路条件等にあっては歩行距離により算出すること。
- (3) 消防水利は既設消防水利の位置及び種類を考慮し、消火栓のみに偏らないよう配置すること。

3 消防水利の給水能力

- (1) 消防水利は、常時貯水量が 40 m³以上又は取水可能水量が毎分 1 m³以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- (2) 消火栓は、呼称 65 の口径を有するもので、直径 150mm 以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が 180m 以下となるように配管されている場合は、75mm 以上とすることができます。

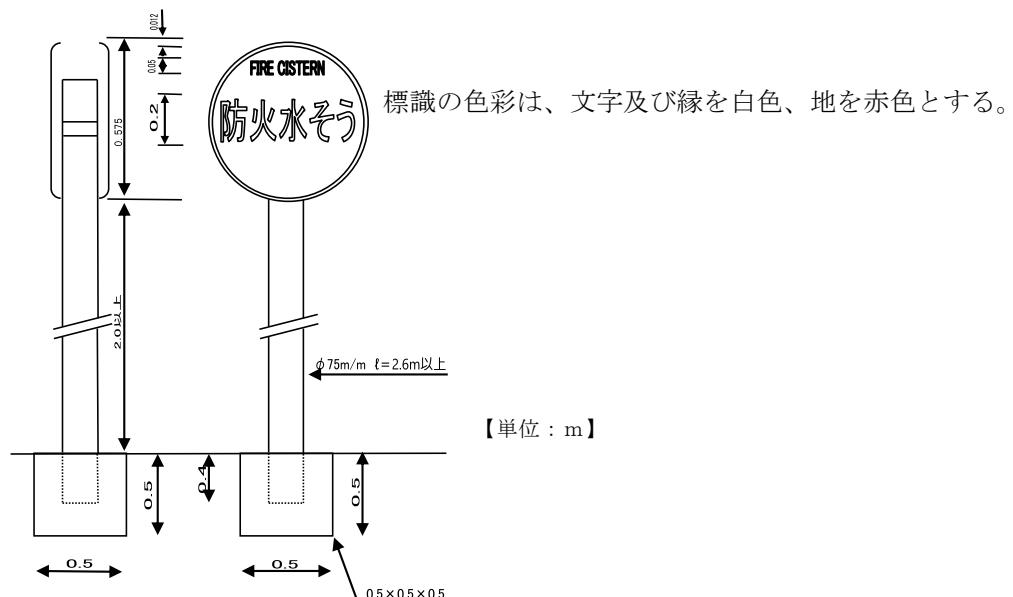
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、(1)に規定する給水能力を有するものでなければならない。

4 消防水利の位置

- (1) 消防水利の位置は、原則として公道又は公園とし、消防自動車が容易に部署でき、消防活動に便利な地点であること。
- (2) 常に維持管理ができる場所とすること。

5 消防水利の標識等

- (1) 防火水槽の標識は、次の各号によるものとすること。
 - ア 防火水槽標識は下図のとおりとする。
 - イ 標識の材質は、アルミ合金とする。
 - ウ 標識は、原則として支柱により掲出すること。
 - エ 標識は、防火水槽の直近（5m以内）に設置すること。
- (2) 消防水利の道路標示については、消火栓及び防火水槽は、容易に変色・剥離しない溶着塗料による黄色の道路標示を鉄蓋及び鉄蓋の周囲に行うこと。



6 防火水槽

防火水槽の規格は、原則として設置予定地でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの（以下「現場打ち防火水槽」という。）又は工場において生産された部材を使用して建設されるもの（以下「二次製品防火水槽」という。）であり、かつ消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）第3条第1項に定める消防水利の給水能力及び同基準第6条各号に掲げるもののほか次による構造に適合するものでなければならない。

7 規格及び構造

防火水槽の規格及び構造は、次の各号によるものとすること。

- (1) 貯水量は、40 m³以上とし、その構造は鉄筋コンクリート造でⅠ型（空地用）にあっては、地下式又は半地下式（地表面の高さは、50cm以下であること。）、Ⅱ型（道路用）にあっては地下式のもので一層式の有蓋、有底で漏水防止が完全になされていること。なお、貯水量の算定は、底設ピット及び吸管投入孔の容量を除き、本体の容量を算定するものとする。
- (2) 地盤面から水槽底面までの深さは、底設ピットの部分を除き、4.5m以内とすること。
- (3) 水槽の土被り厚さは、上物施設の管理者と協議により決定すること。
- (4) 吸管投入孔は原則として丸型とし、直径が0.6m以上で2箇所設けること。
- (5) 吸管投入孔の下部には、腐食しない材質のタラップを設けること。
- (6) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合は、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に堅固に取付けること。
- (7) 吸管投入孔の直下に1辺の長さ、又は直径が0.6m以上、深さ0.5m以上の底設ピットを設けること。
- (8) ピットと水槽の接合部は、漏水の恐れのない構造とすること。
- (9) 基礎は堀削底上に割栗石又は碎石層を施工し、その上に捨てコンクリートを施工すること。
- (10) 割栗石又は碎石層は、目つぶし材で空隙を充てんすること。
- (11) 二次製品防火水槽を使用する場合は、財団法人日本消防設備安全センターが認定したものを使用すること。

8 材料及び施工方法

防火水槽の材料及び施工方法は、次の各号によること。

- (1) 現場打ち鉄筋コンクリート水槽
ア 使用コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性があり、設計基準強度（四週圧縮強度）は240kg/cm²以上とすること。

- イ 鉄筋は異形棒鋼を使用すること。
- ウ 鉄筋は、ダブル配筋を原則とし、直径 13mm 以上の異形鉄筋を I 型（空地用）にあっては、1,600kg 以上、II 型（道路用）にあっては、2,000kg 以上使用し、鉄筋中心間隔は 30cm 以下で配置すること。
- エ 鉄筋のかぶりは、水槽の内側で 3cm 以上、外側で 5cm 以上とすること。
- オ 底設ピットには、その取付位置での底板における配筋と同等以上の鉄筋を配置すること。
- カ 隅角部の内側には、ハンチを設けハンチには内側鉄筋と同量のハンチ筋を配置すること。また外側には、隅角部の外側に沿う鉄筋を配置すること。
- キ 吸管投入孔の鉄筋は、水槽本体の頂板に十分な定着長をもって取付けるものとする。また、頂板の開口部周辺には補強のため十分な鉄筋を配置すること。
- ク 底設ピットの鉄筋は、水槽本体の底板に十分な定着長をもって取付けるものとする。また底板の開口部周辺には、補強のため十分な鉄筋を配置すること。
- ケ 頂板、側板、底板及び底設ピットの躯体の厚さは、I 型（空地用）にあっては 20cm 以上、II 型（道路用）にあっては 25cm 以上、PC 部材にあっては 15cm 以上、鋼製部材にあっては 3.2mm 以上であること。

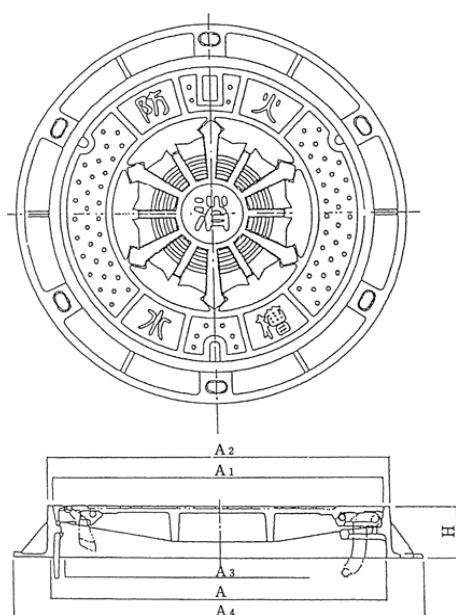
(2) 二次製品水槽

- ア 二次製品水槽の材料は荷重に耐え、土中、水中或いは空气中にあって十分な耐久性をもち、水密性のあるものを用いること。また、二次製品部材の現場接合方法は十分な強度をもち、耐久性があり、水密であること。
- イ 部材の接合部は、水密性を確保するため、接合面のシーリング、コーキング等を行うとともにボルト等の孔にも防水処理を施すこと。
- ウ 底設ピットを現場打ち鉄筋コンクリートとする場合は、プレキャスト底板の開口部よりあらかじめ鉄筋を露出延伸しておき、底設ピットの鉄筋と接合すること。
- エ 底設ピットもプレキャスト部材である場合は、あらかじめ部材端部にアンカーボルトやアンカー付き鋼材を取付けておき、ボルト締め、又は溶接により両者を固定すること。
- オ 吸管投入孔を現場打ち鉄筋コンクリートとする場合は、プレキャスト頂板の開口部よりあらかじめ鉄筋を露出延伸しておき、吸管投入孔の鉄筋と接合すること。
- カ 吸管投入孔もプレキャスト部材である場合は、あらかじめ頂板部材にアンカーボルトを埋め込み、ボルト締め等により両者を固定すること。
- キ 上記のウ、エ、オ、カいずれの場合も目地のシール防水を施工すること。

9 蓋枠構造

防火水槽の蓋及び蓋枠構造は次のとおりとする。

- (1) 蓋の規格は、次の図を標準とする。
- (2) 材質は、鋳鉄とすること。
- (3) 勾配受による蓋枠一体構造であること。
- (4) 上載荷重は、II型（道路用）にあっては、総重量20tの自動車荷重（T-20荷重）を、I型（空地用）にあっては、1.0t/m²の荷重に耐えるものであること。
- (5) 蓋は、度垂直旋回、360度水平旋回可能であること。
- (6) 蓋には、黄色のエポキシ系樹脂を使用し標示すること。



寸法 (mm)

A	A ₁	A ₂	A ₃	A ₄
φ 604	φ 600	φ 618	φ 570	φ 750

10 消防活動用空地の確保

- (1) 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物のうち、新たに建築する中高層建築物（4階以上の建築物をいう。）で、既存道路との間隔が5mを超える場合は、消防活動用空地を確保すること。
- (2) 消防活動用空地を確保しなければならない場合は、西はりま消防組合太子消防署と事前協議を行うこと

11 初期消火用具

新たに消火栓を設置する場合は、消火栓格納箱及び初期消火用具（消防用ホース3本、スタンドパイプ1本、キーハンドル1本、筒先1本）を設置しなければならない。

格 納 箱	上記消火栓器具一式が収納できるものでコンクリート架台に固定されたもの
ホ 一 斯	65mm×20m、耐圧 0.9Mpa 以上
筒 先	管鎗+噴霧ノズル

なお、消防ホース格納庫の設置場所については消防施設管理者と協議し、所有、維持管理については地元自治会と協議すること。

12 協 議

その他、消防施設に関する詳細については、消防施設管理者及び道路管理者と協議すること。

別 図 1

(1) 道路側溝蓋（縦断部）の配列について

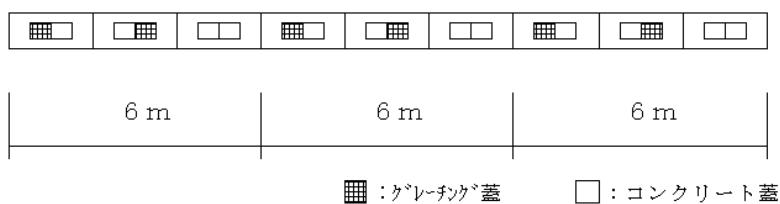
現場打側溝	コンクリート蓋 5枚とグレーチング蓋 1枚の配列で設置
-------	-----------------------------

(配置例)



自由勾配側溝	3mに1枚の割合でグレーチング蓋を設置
--------	---------------------

(配置例)

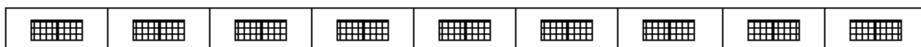


※ インパート厚は、最低 5 cm を確保すること。

(2) 道路側溝蓋（横断部）の配列について

全面グレーチング蓋とする。

(参考図)



(3) 道路側溝蓋の仕様について

横断部	ボルト固定式グレーチング蓋 (T-25・普通目・滑り止め・L=1m)
縦断部	(現場打側溝) コンクリート蓋 (NC230 騒音防止ゴム組込み型) グレーチング蓋 (G230RA・普通目・滑り止め)
	(自由勾配側溝) 無騒音タイプ (ゴム等の緩衝材を使用したものは不可) グレーチング蓋 (T-25、普通目、滑り止め、L=0.5m)
歩道部	歩道部のグレーチング蓋は (細目・取手付・L=0.5m) とする。 ただし、歩道部の細目の採用については、市街化区域のみとする。

別 図2

1号組立マンホール標準構造図

平面図

